

よくあるご質問

Q1 県道、農道、林道等の草刈りは対象となるか。

→A1 池田町の町道に認定されている道路のみが対象です。町道かどうか不明な場合は建設係にてご照会ください。

Q2 歩道は対象となるか。

→A2 池田町道に認定されていれば、対象となります。ただし、他補助金や委託による草刈は対象外となりますので、ご注意ください。

Q3 申請時に路肩延長を計測しなければならないのか。延長が不明の場合は。

→A3 住宅地図等で作業区間をお申し出いただければ、建設係で計測します。

Q4 側溝清掃や除草剤の散布、草の持ち出しは対象とならないか。

→A4 草刈活動に限定します。除草剤散布は環境保全・美化の観点より、対象外とします。

Q5 年2回の草刈活動を計画しているが、申請と報告は2回分まとめて提出で良いか。

→A5 1回目の職員による現地確認ができませんので、お手数ですが1回の活動ごとに申請、報告をお願いします。

Q6 報告書の提出期限はあるのか。

→A6 特に設けてはいませんが、草が伸びてしまうと現地確認ができませんので、なるべく速やかに提出をお願いします。

Q7 完了写真の提出方法は。

→A7 プリントして紙媒体で提出いただくか、電子データ（CD やメール等）で提出をお願いします。撮影場所は同一地点において、それぞれ着手前、活動中、完了後の写真の撮影をお願いします。

報奨金の対象範囲

